

【新入生（令和8年4月以降入学者）向け】提出書類判定チャート

対象：令和8年4月以降に入学した新入生ですか？

P.2へ

いいえ

はい

次の1～7のいずれかに該当しますか。

- 1 日本国籍を有する者 2 特別永住者 3 永住者 4 日本人の配偶者等 5 永住者の配偶者等
- 6 定住者のうち将来永住する意思がある者
- 7 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、
高校等卒業後、日本で就労して定着する意思がある者

はい

新制度の対象となります。
P.3を参照ください。

いいえ／
わからない

「4月分」と「7月分」の両方を、まとめて提出します

4月～6月分

+

【新修学支援金 様式1】

【令和7年度 課税証明書等】

7月～翌6月分

+

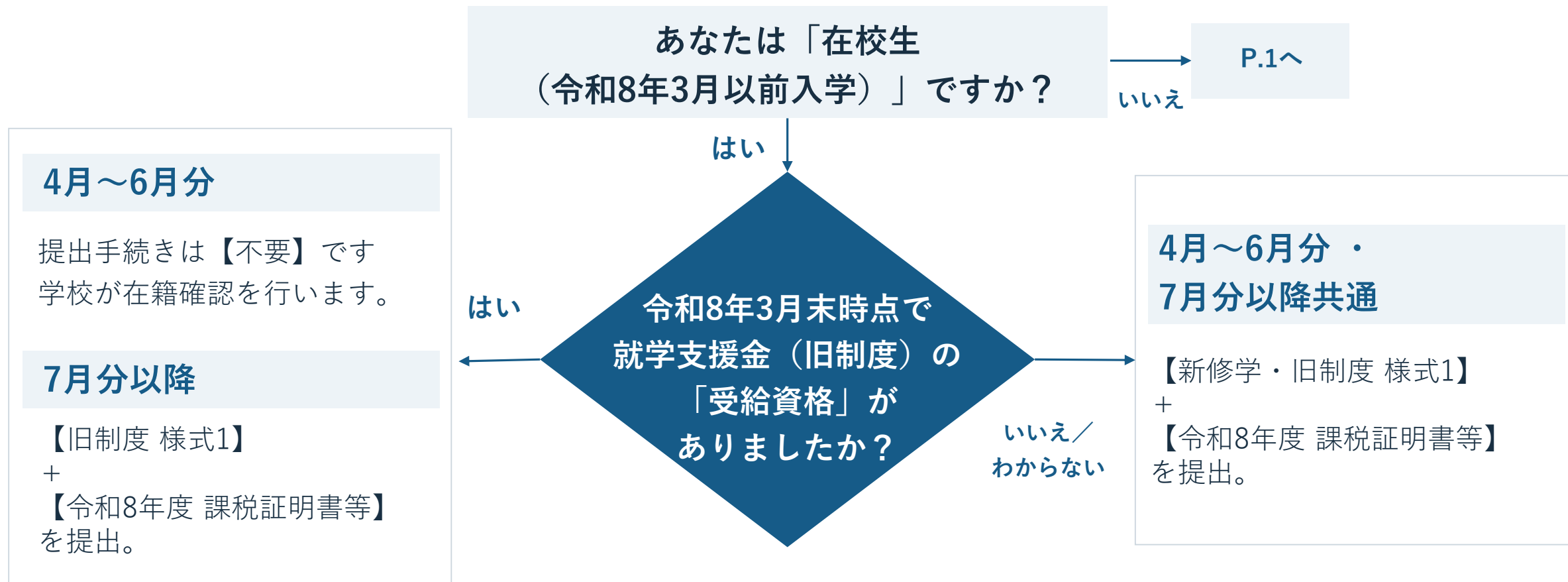
【新修学支援金 様式1】

【令和8年度 課税証明書等】

算定基準額がわからない場合

【様式1】の「受給資格認定申請／収入状況届出」のチェックボックスは、空欄のまま提出できます。
学校が確認して処理します。

【在校生（令和8年3月以前から在学）向け】提出書類判定チャート



算定基準額（所得区分）がわからない方へ

【様式1】のチェックボックスは空欄のまま、課税証明書と一緒に提出してください。
学校で区分を確認します。

就学支援金（新制度）「受給資格」について

次の1～7のいずれかに該当しますか。

- 1 日本国籍を有する者
- 2 特別永住者
- 3 永住者
- 4 日本人の配偶者等
- 5 永住者の配偶者等
- 6 定住者のうち将来永住する意思がある者
- 7 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、
高校等卒業後、日本で就労して定着する意思がある者

上記1～7のいずれかに該当する場合は、就学支援金新制度の対象となります。

令和8年4月以降、就学支援金新制度の申請書を提出済みの場合は今回の手続きは不要です。

上記いずれかに該当し、就学支援金新制度の申請書未提出の場合は随時申請をおこなってください。

【随時申請の手続きについて】

以下学校ウェブサイトをご覧ください。

https://www.hs.keio.ac.jp/profile/scholarship_offcampus/post_27.html

就学支援金（新制度）対象外となる 生徒への支援制度について

世帯の年収目安	在校生 令和8年3月以前から在学	新入生 令和8年4月以降に入学
910万円未満 算定基準額 304,200円未満	旧制度（経過措置）	新修学支援金
910万円以上 算定基準額 304,200円以上	新修学支援金	対象外

お問い合わせ

提出が11月以降になる場合や、家計急変があった場合は、以下担当までご連絡をお願いいたします。

高等学校事務室 教務担当③カウンター

メールアドレス scholarship@hs.keio.ac.jp